

平成 2 7 年 2 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 7 年 2 月 1 6 日)

生 活 環 境 部

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
27年-7 (H27.2.12)	生活環境部	産業廃棄物管理型最終処分場建設計画の再検討について 大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会	○ 環境管理事業センターは、環境プラント工業㈱と事業提携する方式で米子市淀江町小波地内に産業廃棄物管理型最終処分場を設置することとし、関係6自治会等へ事業計画等の説明を行っており、引き続き関係住民の理解を得るため、安定した運営体制等を検討しているところ。 <請願項目に対する取組状況> 1 「水源地、学校・保育園、住宅、農地、漁場の周辺に産廃処分場を作ってはならない」という原則を貫くこと。 ○ 廃棄物処理法において、廃棄物処理施設の設置場所に対する制限はないが、廃棄物処理施設の設置に当たっては周辺生活環境への影響を少なくする安全対策を行うことが必要である。 ○ 淀江産業廃棄物最終処分場の計画においては、埋立地内の浸出液等が漏れ出し地下水や下流河川が汚染されることがないように、三重遮水工や逆浸透膜処理施設など国の基準を上回る安全対策を行っている。 2 「産廃処分場計画」について500m以内の住民だけでなく、将来被害を受ける危険のある地域住民、少なくとも米子市民全体への説明をすること。 ○ 鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例においては、周辺住民の方に説明を行うよう義務づけており、その範囲については、処分場敷地境界から500メートルの範囲の他、排水水の100倍希釈地点や生活環境影響調査の保全上一定の影響があるとされた地域も対象とし、その範囲の関係住民、事業者及び自治会に対して事業計画を説明することとしており、全国的に見ても安全面に配慮したものとなっている。 ○ 米子市議会に対して、整備方針決定時や事業計画がまとまった段階など適時説明を実施している。 3 ズサンな「環境影響評価」はやり直すこと。その際、中立・公正な専門家、住民代表・技術者の参加によりおこない、住民代表・技術者の参加する検討委員会を立ち上げ検討すること。 ○ 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施し、関係自治会に説明した上で、住民から出された意見に対して環境プラント、又は環境管理事業センターは追加調査・検証を実施している。 ○ 鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例の手続が開始されれば、廃棄物、水質、大気の専門家などで構成する第三者委員会である鳥取県廃棄物審議会において、生活環境影響調査の実施内容について、公正・中立に審議していただくこととなる。 4 県は「環境影響評価」「実施設計」の補助金として「環境プラント工業（株）」に3,500万円支払っている。コンサルタント契約（総額8,400万円）の項目の内訳を開示すること。 ○ 県は環境管理事業センターに補助金を交付し、環境管理事業センターは環境プラントに対し「生活環境影響調査」、「実施設計」を対象に補助金を交付している。総額8,400万円のコンサルタント契約の項目の内訳は、環境プラント工業とコンサルタントの間における計画当初からの契約に係るものであり、その内容について県は関与していない。